

「農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方骨子」について
提出された意見・情報の集計結果

平成13年12月26日

「農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方」について提出された意見・情報の集計結果

該 当 個 所	意 見 ・ 情 報	件 数
全般について		
	○農業は、一般の市民にはわかりにくい部分であるが、環境との調和への配慮の取り組みにより、国民が農村について関心を持ち、農業について身近に考えてくれることとなるよう期待している。	1
	○トンボやホタルがいなくなったのは、高度成長に伴う農業や化学肥料の大量消費が原因である。施設の整備よりも、各種規制や、有機農業や環境保全型農業に農家に取り組めるような条件整備が必要。	1
	○農業農村整備事業において「環境との調和の基本的考え方」をまとめたことは、時代の要請にも沿っており、農業農村整備事業が地域住民の期待に沿った事業であるために有意義である。	1
	○農業経営の合理化、生産性の向上、集約化を目指し、高齢化に対応することが、現在の最大の課題である。	1
	○農林業は、工業と違い生産性が低いが、生態系維持のためにも不可欠であり、ドイツやスイスのようにデカップリングを実施する必要がある。	3
	○日本の土地で安全につくられた米や野菜を、日本古来の味で食べるという当たり前の姿に戻ることが今の日本には必要である。土地改良法が改正されたからということだけでなく、地球環境の保全、農産物の安全性の向上、農業・農村の活性化といった本来の目的を重視すべき。	1
	○その他	9
1. 検討の背景及び目的		
(1) 検討の背景		
①地球環境問題と持続可能な発展	○地球環境は国民が個々に認識して対応しなければならない問題であり、国民の責務についても示す必要がある。	1
	○生物多様性は減少するとともに、変化もしているため「生物多様性の変化・減少」と修正すべき。	1
	○その他	1
②農業、農村と環境	○自然環境の保全には、農業、農村が大きな役割を果たしている。このため、自然環境の保全に資するように、農地や水などの地域資源を整備維持し、後世に引き継いでいくことが必要。	2
	○農村は日本文化の基層を成しており、農村の役割に「文化」も加えるべき。	2
	○農地の開発や、農薬、肥料を使用した農業が、農村地域の環境悪化の原因になっている。	3
	○農業農村整備事業において、これまで環境に配慮した整備を行ってきたのは、一部の事業地区である。	1
	○これまでの農業農村整備事業は、環境への配慮を見過ぎてきたり、環境の配慮が不十分であったと考えられる。	1
	○農業者の高齢化、農村の過疎化、農産物価格の低迷等により、農地管理が適切に行われていない。	1
	○中山間地域においては、過疎化、高齢化等により集落機能が低下により、野生鳥獣の生育区域が拡大し、鳥獣害が問題となっている。	1
	○その他	3
③新たな食料・農業・農村政策と土地改良法改正	○今回の土地改良法改正により、事業の実施の原則に「環境との調和への配慮」が規定されたことは、時宜を得ており、評価する。	3
	○農業農村整備事業においては、従来から環境配慮を可能な範囲で行ってきており、「土地改良法が改正されたために、環境との調和に配慮せざるを得なくなった」という誤解を得ないようにすべき。	1
	○その他	2

該 当 個 所	意 見 ・ 情 報	件 数
2. 農業農村整備事業の実施に関する環境との調和の基本方針		
(1) 環境との調和への配慮の視点		
① 農業農村整備事業と環境との調和	<p>○大規模区画のは場整備、用水路の管路化など、事業の実施により、生態系や景観等へ影響を与えていることは明らか。</p> <p>○高齢化の進展や担い手不足の中、農業を存続させるためには農薬や肥料の使用は必要。また、多くの農家は化学肥料や農薬は適切な利用を行っている。</p> <p>○農業用水により形成された水循環が、農村の環境に重要な役割を果たしている。</p> <p>○農村の環境は生産の場でもあることの認識が必要。</p> <p>○化学肥料や農薬の不適切な使用による負荷を減らさなければ、どのような対策をとっても有効に働かない。</p> <p>○事業実施に伴い、新たな生態系や景観などが長い年月を経て形成されることもある。</p> <p>○事業実施の際のみならず、環境と調和した農業の実践も必要。</p> <p>○全国で40%、北海道で80%を占める畑地についての視点が欠けている。</p> <p>○農水省の行う環境保全対策や事業は、農業の持続的生産を確保するために不可欠であるという認識を最初に示すべき。</p> <p>○わが国の農村で、多様な生態系や良好な景観が形成されていたのは、過去のことである。</p> <p>○その他</p>	<p>6</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>8</p>
② 目標とする農村の環境	<p>○希少な生き物を保護するという狭い視点でなく、地域の文化・社会的要因も含めた「地域環境生態系」を保全・発展させるという視点が必要。</p> <p>○農村の環境の何をどうするのかという目標を具体的に示す必要がある。</p> <p>○どの時点まで遡って、環境を回復・整備するかについて、わが国としてのコンセンサスが必要。</p> <p>○その他</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
③ 参加と共生による循環型社会の形成	<p>○循環型社会を形成することは重要であるため、「長期的」は削除すべき。</p> <p>○記述内容が抽象的である。</p> <p>○その他</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
④ 全ての事業の実施に際しての環境との調和への配慮	<p>○全ての事業を対象として環境との調和への配慮を行うことは困難である。</p> <p>○実施中の事業について、途中から環境との調和を取り入れることは困難。</p> <p>○「原則として」を削除すべきである。</p> <p>○継続地区についても速やかに取り組むことが必要であるが、手続きは簡素化されたい。</p> <p>○その他</p>	<p>7</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
⑤ 環境への負荷の低減と良好な環境の形成	<p>○自然の乏しい場所に手を加え、地域に応じた新たな生態系を創り出すことも重要である。</p> <p>○環境との調和に配慮して事業を進めることは必要であるが、事業の目的である農業生産性の向上、農業経営の合理化等の確保が必要。</p> <p>○農業生産性の向上を目的とすれば、ある程度の環境への負荷は避けられない。</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>2</p>

該 当 個 所	意 見 ・ 情 報	件 数
	○「環境との調和への配慮」と「経済性」や「生産性の向上」について、どの水準で調和させていくかについて、一定のガイドラインが必要。	2
	○その他	1
⑥透明性が高く、実効性のある仕組みに基づく配慮	○「地域住民等」には、環境に関する豊富な知見を有する市民、NGO、自然保護団体、学識経験者等あらゆる人を含むべきである。	1
	○「地域住民等」の定義を明確にする必要がある。	1
	○地域住民の意見は必要に応じて聞くべきである。	1
	○地方においては、法律が変わっても、従来通り環境に配慮しないで工事が行われるおそれがある。	1
(2) 配慮すべき環境要素		
①環境要素の種類	○都市住民と対流することのできる環境、都市住民と共有する環境を整備するという視点が必要。	1
	○水質も重要な環境要素であり、生態系や景観を保全する際の前提条件でもある。	1
	○景観も重要な環境要素と位置づけるべき。	1
	○その他	1
②環境要素の選定の考え方	○環境要素の選定の際には、環境NGOの意見も聴くことが必要。	1
	○地元の生物愛好者、高校の生物部等を活用して、簡易な環境調査を実施し、配慮の対象とする環境要素の選定材料とすることも有効な手段。	1
	○配慮の対象とする環境要素を選定する際には、地域住民等の意見を聞くことも必要であるが、それとともに環境要素の特性や構造の把握、及び配慮のための理念と目標の設定を行うことが必要である。	1
	○環境要素の選定の際、地域住民や関係行政機関の意見を聴く必要はない。	1
	○環境要素の選定に当たっては、有害な動植物や外来種への対策も併せて考える必要がある。	2
	○その他	1
(3) 調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮		
①あらゆる局面での環境との調和への配慮	○環境への配慮のためには、継続的な活動が必要であり、事業完了後のフォローアップが重要。	2
	○農業農村整備事業は申請事業であり、計画主体と事業主体が異なる場合が多いため、「戦略的環境アセスメント」の導入は、なじまない。	1
	○その他	1
②農村環境に関するマスタープラン	○マスタープランは、環境に関する行政全体の中での位置づけを明確にすることが必要。	2
	○マスタープランについては、事業推進の手段とするのではなく、「食料・農業・農村基本法」の趣旨を踏まえ、農業農村の多面的な機能の発揮を具体的な政策として進めるためのものとして位置づけるべき。	1
	○環境配慮については、市町村にとどまらない広域的な取り組みが求められるため、都道府県段階の基本指針を策定することが必要。	1
	○「戦略的環境アセスメント」における代替案検討手法とマスタープランの関係について検討し、加えるべき。	1
	○環境を保全する区域は法律で規定するべきである。	1

該 当 個 所	意 見 ・ 情 報	件 数
(4) 地域住民等の役割		
①受益農家、地域住民、市町村、都道府県等の役割	○維持管理においても、地域住民にも関心を持って参画してもらうことが必要。	5
	○住民などと話し合い、計画を策定することは、地域の活性化につながると考えられる。	1
	○「地域住民等」の範囲を明確にすることが必要。	3
	○受益農家、地域住民、市町村、都道府県等の役割分担を明確化することが必要。	2
	○土地改良事業は受益農家の申請に基づくものであり、地域住民の合意を必要とするものではない。農業者と地域住民とを同列に扱うべきではない。	1
	○その他	3
②地域住民の参加の促進	○都市住民、農村地域住民ともに農村環境の価値を認識してもらい、環境との調和のための取り組みの重要性を認識してもらうことが必要。	5
	○総合学習の時間を活用し、土地改良事業や農業への関心を高め、感性豊かな子供達を育むことが重要。	1
	○意見を具体的に事業に反映させるようコーディネートするための人材の育成確保が必要。	1
	○地域住民が環境学習したことを実践につなげるという視点が必要。	1
	○合意形成の際の土地改良区の役割を明確にするべきである。	1
	○その他	2
3. 実効性のある仕組み		
(1) 調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮の仕組み		
①農村地域の環境保全に関するマスタープランに基づく環境との調和	○マスタープランは事業のために策定するのではなく、地域環境のあり方を前もって示すものとする必要がある。	2
	○マスタープランは、将来の農業経営のあり方を見据えた中長期的な視点で策定する必要がある。	2
	○マスタープラン策定に際しては、他分野の整備計画との整合を図ることが必要である。	3
	○マスタープランにおいて、生産性の重視した区域と、環境との調和を重点的に行う箇所とを設定することが必要。	2
	○マスタープランでは、事業に関わる構想の他に、各地域の田園環境の概況、計画及び構想についても図面を作成することが必要。	1
	○マスタープランの熱度を高めるためには、基礎調査の充実が必要である。	2
	○マスタープラン策定及び策定のための基礎調査により、市町村の負担が増加するため、助成措置が必要である。	7
	○委員会組織によるマスタープランの評価を行うことが必要である。	2
	○マスタープラン策定後にも、新たな保全対象の出現等に対応してマスタープランを見直すことのできる仕組みが必要である。	1
	○その他	3
②調査、計画段階での環境との調和への配慮	○環境との調和の内容は地域により大きく異なるため、国は、画一的な考え方を示すことのないように注意する必要がある。	2
	○調査、計画段階からの環境配慮には、従来以上の調査計画費と時間を要するため、助成措置が必要である。	7

該 当 個 所	意 見 ・ 情 報	件 数
	○その他	2
③事業計画書の審査の仕組み	○計画書審査において、環境に配慮した工法を採用した場合の事業費の増加を認める必要がある。	1
	○生産性と環境の双方を考慮した費用対効果分析手法が必要である。	1
④環境との調和に配慮した事業実施、維持管理及びモニタリング	○事業完了後の維持管理について、地域住民や受益農家に対して、啓蒙普及等の様々な活動・誘導を行う必要がある。	5
	○事業完了後の維持管理については、地域住民等の十分な理解と協力を得た管理体制の確立が急務である。	7
	○事業完了後の維持管理について、地域住民の参加を促すのは困難である。	4
	○環境との調和に配慮した事業を実施する場合、事業実施後の維持管理及びモニタリングの経費が増加することから、助成措置が必要である。	8
	○一定の生物相の回復が見られない場合等に、フォローアップする事業制度が必要である。	1
	○モニタリング調査には専門家の参加が必要である。	1
	○モニタリングを義務化すべきである。	1
	○その他	4
(2)地域住民等の意向の反映		
①地域の合意形成	○地域において良好なコミュニケーションの下で合意形成できるよう、地域活動に対する支援策を拡充する必要がある。	2
	○地域住民の参加を確保するため、住民代表を公募することや地域住民を対象としたヒアリングを実施すること等が必要。	4
	○異業種、地域間の交流を図るとともに、各市町村において環境保全の基準を条例として定めるべきである。	1
	○農家は主に生産性の向上を望み、非農家は豊かな自然を望んでいる。非農家の意見を活かそうとすると、事業費負担のある農家が反発し、合意形成・事業実施が困難になることが想定される。	4
	○地域住民の範囲を明確にする必要がある。	1
	○環境に係る地元要望は農林水産省だけでは対応できないものが多いため、環境省や国土交通省などの関係府省との連携が必要である。	1
	○事業に最も関わりがある農家の意見を反映することが最優先である。	1
	○事業への住民参加は、責任や義務を負うべき関わりであることを明確にする必要がある。	1
	○住民合意のために事業期間が長期化しても、中途半端に打ち切りにならないような事業制度を検討する必要がある。	1
	○地域住民の意見を聞いた結果、現状に不満がない箇所については工費を抑制する等、メリハリをつけた整備内容とすることにより、地区全体として事業費を抑制することが必要である。	1
	○田園環境整備マスタープラン策定時と事業計画策定時で共通する合意形成方式が必要である。	1
	○地域の合意形成は、大規模事業かつ大規模施設のみに限定するべきである。	1

該 当 個 所	意 見 ・ 情 報	件 数
	○その他	4
②適切な費用負担のあり方	○環境との調和への配慮により増加する経費については、その便益が農家以外の不特定多数に及ぶことから、行政（国、都道府県、市町村）の負担とするか、若しくは行政による助成措置が必要である。	34
	○環境との調和への配慮により増加する経費について、適切な費用負担のあり方を早急に検討する必要がある。	30
	○国民のニーズが変化して、自然環境や景観に配慮することになったからといって、国民の負担を増やすのは虫が良すぎる。	1
	○環境との調和により発現する効果の算定方法を検討する必要がある。	2
	○環境との調和のために金銭負担をする人は多くはない。特に地域住民で、農業農村整備の恩恵を受けていると思う人は少ない。	1
	○環境との調和の便益は広く地域住民全般あるいは他市町村にも及ぶものであることから、目的税を徴収して、増加する経費の財源に充てるべきである。	1
	○その他	3
	(3)客観性、透明性の確保	
①環境に関する十分な情報収集と意見交換	○環境NGOや地元で環境調査を続けている団体も参画できるようにすることが必要である。	2
	○環境保護団体等の専門家が参画した場合、環境や生態系に重点を置いた検討となる恐れがあるため、専門家と農家とのコミュニケーションを図る必要がある。	2
	○透明性を確保するため、情報を公開して共有化することが必要である。	1
	○環境保全に係る情報収集、意見交換のための情報協議会の設置・運営については、市町村の負担が増加するため、助成措置が必要である。	1
	○その他	2
②環境に関する専門家の活用	○地域の高校の生物系教員の活用が特に大切である。	1
	○市町村レベルで、農村環境コーディネータのような専門家を、きちんとした専門職として配置することが有効である。	1
	○環境に係る専門家に指導や助言を受けることは有効であるが、事業の経済性も十分考慮する必要がある。	2
	○専門家や地域住民の代表の役割が、単なる助言なのか、政策決定への参画なのか分かりづらい。	1
	○環境に係る専門家が地元で揃わない場合についても検討する必要がある。	1
	○専門家の活用という表現は不適切。参画や連携といった表現にすべきである。	1
4. 今後の展開方向		
(1)環境保全型・循環型社会の形成	○環境保全型、循環型社会についての理解を深めるため、モデル地域での実践、生産者と消費者の接点の確保等の啓蒙活動を積極的に行うべきである。	3
	○無農薬・減農薬栽培を行っている農家に対して生産調整等の優遇措置を講じるなど、農家が積極的に環境保全型農業に取り組める環境づくりが必要である。	2
	○非かんがい期の用水確保により、水辺環境の創造に努める必要がある。	2
	○化学肥料や農薬を減らすためには、肥沃な土作りが重要である。	1

該当箇所	意見・情報	件数
	○集落排水汚泥、生ゴミ等の農村で発生する有機廃棄物を農地還元できる施設を建設できる事業が必要である。	1
	○建設発生土、コンクリート殻等の建設副産物の発生を抑制することが必要である。	1
	○その他	5
(2)多様な農村環境の回復	○耐用年数を過ぎた施設について、環境との調和への観点での再整備が必要である。	3
	○環境との調和に配慮することにより、子供達に人間味のある「過ぎしの場」を与えることが必要である。	1
	○地域により営農の形態と歴史が異なるので、「国土の姿を支えてきた地域毎の個性」を尊重するべきである。	1
	○必然的に自然破壊を伴う場合には、その補償として、近傍に一次的自然を一定面積復元することも検討するべきである。	1
	○農村においては、生活環境と自然環境が密接に関連していることを認識する必要がある。	1
	○その他	3
(3)技術的知見の蓄積	○小中高、大学といった教育現場での環境学習の取り組みが重要である。	2
	○技術的知見の蓄積の段階から、環境省等の他府省や環境保護団体との連携が必要である。	2
	○環境との調和への配慮のためには生態系等の知識が不可欠であり、講習等による研修制度を充実する必要がある。	3
	○技術的知見の蓄積には、タイムスケジュールを明確にして取り組む必要がある。	1
	○今後の事業地区の参考となるよう、環境との調和への配慮事例を速やかに収集・公表することが必要である。	1
	○コンサルティングを安価で依頼可能な団体を育成することが必要である。	1
	○環境と人を重視した事業へのパラダイム転換を連想させるように、「環境を念頭においた農業農村の担い手の育成」等の別項目を立てるべきである。	1
	○その他	4

(注) 件数欄の数値は、同趣旨の意見の数(記載意見を含む)